

政令第三百六十五号

関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備に関する政令

内閣は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部の施行に伴い、及び關係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関稅法施行令の一部改正）

第一条 関稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の(四)のAの(b)」を加える。

第六十二条の二第三項第四号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改め、「第三号まで」の下に「第十号又は第十一号」を加える。

第六十二条の三第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二条の十六第三項第四号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改め、「第三号まで」の下に「第十号又は第十一号」を加える。

第六十二条の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

(関税定率法施行令の一部改正)

第二条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「を適用することを適当としない貨物」を削り、同条第一号中「第一二二二・二〇号の一の(一)及び(二)」を「第一二二二・二二号の一及び二」に改める。

第五十四条の四中「内貨原料品」を「課税原料品等」に改め、「免税」の下に「又は戻し税等」を加え、「第二七一〇・一一号の一の(一)」を「第二七一〇・一二号の一の(一)及び第二七一〇・二〇号の一の(一)」に、「第二七一〇・一一号の一の(二)及び」を「第二七一〇・一二号の一の(二)」に改め、「第二七一〇・一九号の一の(一)」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の(二)」を加え、「第二七一〇・一一号の一の(三)及び」を「第二七一〇・一二号の一の(三)」に改め、「第二七一〇・一九号の一の(二)」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の(三)」を、「第二七一〇・一九号の一の(三)」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の(四)」を加える。

第五十七条第八号中「第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(a)及びBの(a)」の下に「並びに第二七一〇・

二〇号の一の(四)のAの(a)及びBの(a)を加える。

第六十四条第一項中「第〇一〇一・一〇号の一の(一)及び(二)のA並びに第〇一〇一・九〇号の一の(一)及び(二)のA」を「第〇一〇一・二一号の一及び二の(一)並びに第〇一〇一・二九号の一及び二の(一)」に改める。

第六十七条第一項中「第〇七一三・三三号の二の(一)」の下に「、第〇七一三・三四号の二の(一)、第〇七一三・三五号の二の(一)」を、「第〇七一三・五〇号の二の(一)」の下に「、第〇七一三・六〇号の二の(一)」を加える。

第七十二条中「第二七一〇・一一号の一の(一)のB」を「第二七一〇・一二号の一の(一)のB及び第二七一〇・二〇号の一の(一)のB」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第二項中「第二七一〇・一九号の一の(三)」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の(四)」を加える。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第四条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一〇〇一・一〇号、第一〇〇一・九〇号、第一〇〇三・〇〇号、第一〇〇八・九〇号の二の(一)」を「第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号、第一〇〇一・九九号、第一〇〇三・一〇号、第一〇〇三・九〇号、第一〇〇八・六〇号」に改める。

第四条中「第二七一〇・一一号の(一)のC」を「第二七一〇・一二号の(一)のC及び第二七一〇・二〇号の(一)のC」に改める。

第五条中「第二七一〇・一一号の(二)のBの(2)及び(三)並びに」を「第二七一〇・一二号の(二)のBの(2)及び(三)、「に改め、「第二七一〇・一九号の(一)のBの(2)及び(二)」の下に「並びに第二七一〇・二〇号の(二)のBの(2)及び(三)」を加える。

第六条中「第二七一〇・一九号の(三)のAの(b)」の下に「及び第二七一〇・二〇号の(四)のAの(b)」を加え、「第二七一〇・一一号の(三)及び」を「第二七一〇・一二号の(三)、「に改め、「第二七一〇・一九号の(二)」「の下に「及び第二七一〇・二〇号の(三)」を加える。

第二十条第一項第二十一号中「第七三一九・二〇号又は第七三二六・二〇号に掲げる物品」を「第七三一九・四〇号に掲げる物品のうち安全ピン」に改め、同項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 関税率表第七三二六・二〇号に掲げる物品

第二十条第三項第二十一号中「第七三一九・二〇号又は第七三二六・二〇号に掲げる物品」を「第七三一九・四〇号に掲げる物品のうち安全ピン」に改め、同項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 関税率表第七三二六・二〇号に掲げる物品

第二十条第五項第十二号中「第六四〇六・九一号又は第六四〇六・九九号」を「第六四〇六・九〇号」に改める。

第二十五条第二項第二号イ中「関税率表」の下に「第〇三〇六・一四号の一及び第〇三〇六・二四号の二に掲げる物品、同表」を加え、「第〇九一〇・一〇号の二の(二)」を「第〇九一〇・一一号の二の(二)及び第〇九一〇・一二号の二の(二)」に改め、「第一六〇四・一五号」の下に「及び第一六〇四・一七号」を加

え、「第一六〇五・九〇号の二の(三)に掲げる物品のうちあわび及び帆立貝以外の軟体動物（気密容器入りのもの以外のものに限る。）並びに帆立貝」を「第一六〇五・五一号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）」、同表第一六〇五・五二号に掲げる物品、同表第一六〇五・五三号、第一六〇五・五五号、第一六〇五・五六号及び第一六〇五・五八号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。））、同表第一六〇五・五九号の二に掲げる物品のうち帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。以下この号において同じ。）以外のもの（気密容器入りのもの以外のものに限る。）及び帆立貝」に改める。

第三十四条第一項第十三号中「第二七一〇・一一号の一の(一)のC」を「第二七一〇・一二号の一の(一)のC及び第二七一〇・二〇号の一の(一)のC」に改め、同項第十四号中「第二七一〇・一一号の一の(二)のBの(2)及び」を「第二七一〇・一二号の一の(二)のBの(2)、「に改め、「第二七一〇・一九号の一の(一)のBの(2)の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の(二)のBの(2)」を加え、同項第十五号中「第二七一〇・一一号の一の(三)及び」を「第二七一〇・一二号の一の(三)、「に改め、「第二七一〇・一九号の一の(二)の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の(三)」を加え、同項第十六号中「第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)」の下

に「及び第二七一〇・二〇号の一の(四)のAの(b)」を加える。

第四十条第一号中「関税率表」の下に「第〇一〇二・二九号、」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 関税率表第〇三〇一・九九号の二の(一)、第〇三〇二・四一号、第〇三〇二・四二号、第〇三〇二・四三号の一、第〇三〇二・五五号、第〇三〇二・五九号の一、第〇三〇二・八九号の一、第〇三〇三・五一号、第〇三〇三・五三号の一、第〇三〇三・五四号、第〇三〇三・五五号、第〇三〇三・六三号、第〇三〇三・六六号の一、第〇三〇三・六七号、第〇三〇三・六九号の一、第〇三〇三・八九号の一、第〇三〇三・九〇号の二、第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、第〇三〇四・五三号の一、第〇三〇四・五九号の一、第〇三〇四・七一号、第〇三〇四・七四号の一、第〇三〇四・七五号、第〇三〇四・七九号の一、第〇三〇四・八六号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇四・九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九号の一、第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・六一号から第〇三〇五・六三号まで、第〇三〇七・二一号、第〇三〇七・二九号の一及

び三、第〇三〇七・七一号の一並びに第〇三〇七・七九号の一の(一)及び三の(一)に掲げる貨物

第四十条第五号中「第〇三〇二・七〇号の一」を「第〇三〇二・九〇号の一」に改め、同条第三十号を同条第三十三号とし、同条第二十五号から第二十九号までを三号ずつ繰り下げ、同条第二十四号中「第一二二・二〇号」を「第一二二・二一号」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第二十三号中「分みつ糖」を「分蜜糖」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第十九号から第二十二号までを三号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「分みつ糖」を「分蜜糖」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十七号中「分みつ糖」を「分蜜糖」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号を同条第十八号とし、同条第十四号中「第一二二・二〇号の一の(三)」を「第一二二・二一号の三」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十三号中「第一二二・二〇号の一の(一)及び(二)」を「第一二二・二一号の一及び二」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十二号を同条第十五号とし、同条第十一号を同条第十四号とし、同条第十号中「第一〇〇八・九〇号の二の(一)」を「第一〇〇八・六〇号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号中「第〇七一三・三三号の二の(二)」の下に「、第〇七一三・三四号の二の(二)、第〇七一三・三五号の二の(二)」を、「第〇七一三・五〇号の二の(二)」の下に「、第

〇七一三・六〇号の二の(二)を加え、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「第〇四〇一・三〇号の一」を「第〇四〇一・四〇号の一、第〇四〇一・五〇号の一」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「、第〇三〇七・四九号の一、第〇三〇七・九一号の三及び第〇三〇七・九九号の一の(二)」を「並びに第〇三〇七・四九号の一及び三」に改め、「もんごういか」の下に「(セピア・オフィキナリス)」を加え、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 関税率表第〇三〇七・九一号並びに第〇三〇七・九九号の一及び三に掲げる貨物のうち、いか(もんごういかを除く。)及び貝柱

第四十条第六号中「第〇三〇五・三〇号の二及び」を削り、「第〇三〇五・五九号の二」の下に「、第〇三〇五・六九号の二、第〇三〇五・七二号の二の(二)並びに第〇三〇五・七九号の二の(二)及び三の(二)」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 関税率表第〇三〇五・三二号に掲げる貨物のうち、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)

七 関税率表第〇三〇五・三九号の二に掲げる貨物のうち、にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリ

オーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又は
エングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビ
ス属のもの）

別表第二第六号中「第六五〇五・九〇号」を「第六五〇五・〇〇号の二」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第五条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第〇四〇一・三〇号」を「第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号」に改め、「第
〇七一三・三三三号」の下に「、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号」を、「第〇七一三・五〇号」
の下に「、第〇七一三・六〇号」を加え、「第一二〇二・一〇号、第一二〇二・二〇号」を「第一二〇二
・三〇号、第一二〇二・四一号、第一二〇二・四二号」に改める。

「〇四〇一・四〇

別表暫定法別表第一の番号の欄中「〇四〇一・三〇」を
に、「〇七一三・三三三」を

「〇四〇一・五〇」

「〇七一三・三三三

「一二二〇二

〇七一三・三四 に、「〇七一三・五〇」を 「〇七一三・五〇」 「一二〇二・一〇」
〇七一三・三五」 〇七一三・六〇」 一二〇二・二〇」 を 一二〇二
一二〇二

・三〇

・四一 に改め、同表品名の欄中「落花生（いつて）」を「落花生（煎つて）」に改める。

・四二」

（石油石炭税法施行令の一部改正）

第六条 石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二七一〇・一九号の二」の下に「若しくは第二七一〇・二〇号の二」を加える。

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第七条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五項中「第一七〇一・一一号の一の二」を「第一七〇一・一三号及び第一七〇一・一四号の

一の(二)に改める。

別表第三品目の欄中「第〇八〇三・〇〇号の一」を「第〇八〇三・一〇号の一及び第〇八〇三・九〇号の一」に改める。

附 則

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（関税法施行令第二条の改正規定を除く。）は、平成二十三年十二月一日から施行する。